

定 款

目 次

第 1 章	総 則	(第 1 条—第 5 条)
第 2 章	会 員	(第 6 条—第 1 1 条)
第 3 章	社 員 総 会	(第 1 2 条—第 2 3 条)
第 4 章	役 員	(第 2 4 条—第 3 1 条)
第 5 章	理 事 会	(第 3 2 条—第 3 8 条)
第 6 章	資産及び会計	(第 3 9 条—第 4 2 条)
第 7 章	定款の変更及び解散	(第 4 3 条—第 4 5 条)
第 8 章	事 務 局	(第 4 6 条)
第 9 章	補 則	(第 4 7 条)
附	則	

一般社団法人三重県水質保全協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人三重県水質保全協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県津市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、公衆衛生の向上を図るため、浄化槽の適正な施工及び維持管理の徹底並びに施工及び維持管理の技術の向上のための調査、研究及び指導を行うとともに、浄化槽の設置者に対する指導啓発を推進し、また公共用水域の水質を保全することにより、県民の生活環境の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 三重県の区域内に設置される浄化槽の施工、及び維持管理にかかる保証に関する事業
- (2) 浄化槽の製造、施工、保守点検及び清掃の適正化に関する調査、研究
- (3) 浄化槽に関する技術の向上及び知識の普及・啓発に関する事業
- (4) 浄化槽の設計、製造、販売、施工、保守点検及び清掃に関する講習会及び研修会の開催
- (5) 浄化槽に関する資料の収集及び刊行物の発行
- (6) 関係行政機関が行う環境事業への協力のための事業
- (7) 生活排水の浄化処理の推進及び高度処理に関する調査研究
- (8) この法人の土地、建物の貸付
- (9) 浄化槽工事検査に関する事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 浄化槽の施工、保守点検、清掃又は製造に係る事業を営む個人又は法人で、この法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 準会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で理事会において推薦され、この法人

の目的に賛同する者

(3) 賛助会員 この法人の目的達成に賛助協力するために入会した者

(正会員等の資格の取得)

第7条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、会員の推薦状を付した入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において定める定款細則に基づき入会金及び会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
 - (2) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
 - (3) 総正会員が同意したとき。
 - (4) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
 - (5) 除名されたとき。
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 この法人は、会員が資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、当該会員に対しその旨を通知し、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議の基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、会長は、社員総会の日々の1週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 役員等の責任の一部免除
 - (4) 定款の変更
 - (5) 解散
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 正会員は代理人によって議決権を行使することができる。この場合は、社員総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第22条 やむを得ない理由により社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

2 前項により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2人が、記名押印しなければならない。

第4章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上20人以内

(2) 監事 1人以上4人以内

2 理事のうち1人を会長とし、4人以内を副会長とすることができる。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に

報告しなければならない。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第30条 理事の報酬は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、理事会で決定するものとする。

- 2 監事の報酬は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、監事の協議によって決定する。

(名誉会長及び顧問)

第31条 この法人に、任意の機関として、名誉会長及び顧問5人以内を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 名誉会長及び顧問は、理事会において選任する。
- 4 名誉会長及び顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第32条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事である会長、副会長の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各副会長が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長、監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- (剰余金の不配当)

第42条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長、その他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議を得て別に定める。

第9章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は松平 仁とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款の改正は、平成28年6月1日から施行する。

この定款の改正は、令和3年7月1日から施行する。